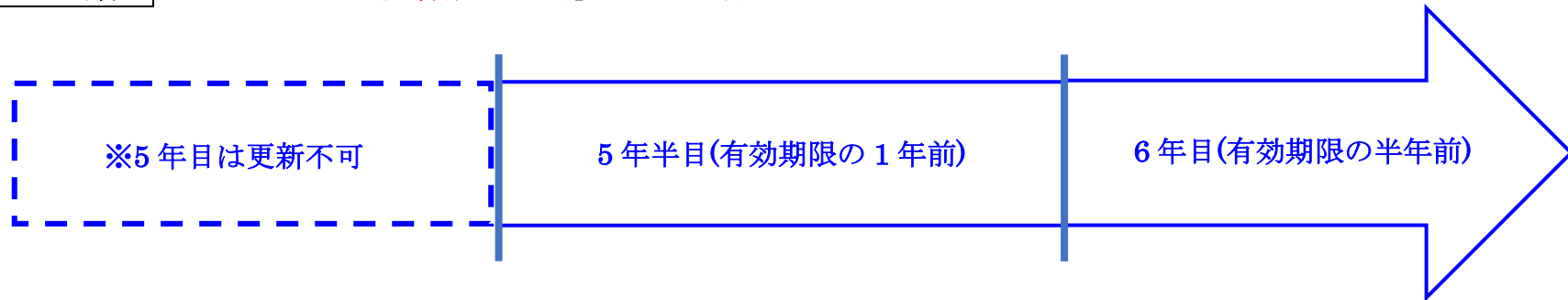
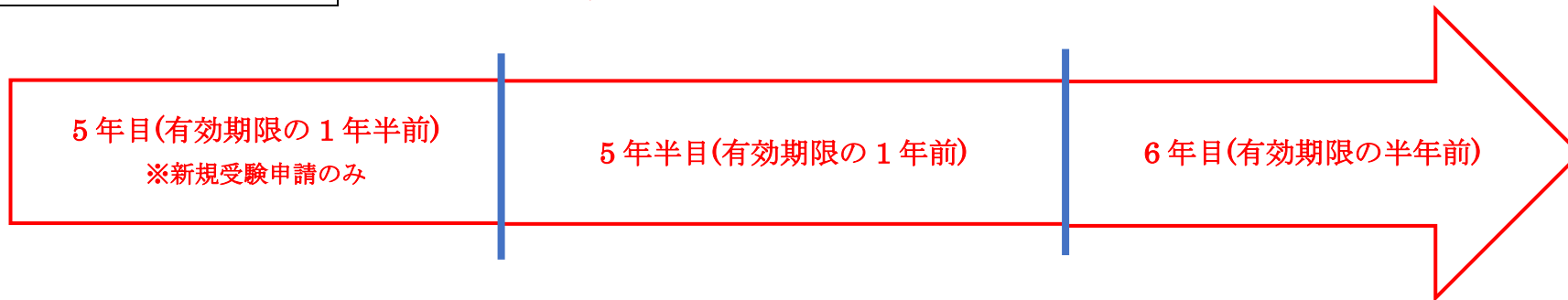


## CIW 更新審査申請対象者が申請する場合

- 【**通常の更新審査**】を受講する場合(受審機会 2 回) ※更新講習受講と更新レポート試験



- 【**更新審査の代替として新規受験**】を受講する場合(受審機会 3 回) ※この場合新規試験と同じ筆記試験を受ける



有効期限

- ・更新審査は原則有効期限の1年前から、最大2回の受講機会があるが、更新審査の代替として新規試験を受ける場合、有効期限の1年半前から、最大3回の受講機会があり、試験に合格した場合は資格を更新したものと扱います。
- ・有効期限の1年半前に新規試験を受講して不合格の場合、有効期限の1年前・半年前に更新審査を受講することは可能です。